

事務総局会議（第29回）議事録

日時	令和4年11月1日（火）午前10時00分～午前11時10分
場所	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、松川経理局総務課長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、染谷審議官兼情報政策課長、後藤審議官、富澤人事局総務課長、真鍋経理局主計課長
議事	<p>1 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則等の一部を改正する規則及び裁判所職員の服務の宣誓に関する規程及び裁判所職員健康管理規程の一部を改正する規程並びに前記規則に関連する議決について 徳岡人事局長説明（資料第1）</p> <p>2 令和4年度裁判所所管補正予算（第2号）について 真鍋経理局主計課長説明（資料第2）</p> <p>3 首席家庭裁判所調査官協議会の開催について 馬渡家庭局長説明（資料第3）</p> <p>4 家事事件担当裁判官等協議会の開催について 馬渡家庭局長説明（資料第4）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1、2</p> <p>◎ 了承 3、4</p>
秘書課長 板津正道	

事務総局会議資料第1
(11月1日開催)

(令和4.11.1人事局)

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則等の一部を改正する規則及び裁判所職員の服務の宣誓に関する規程及び裁判所職員健康管理規程の一部を改正する規程並びに前記規則に関する議決

〈資料目録〉

(裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則等関係)

- 1 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則等の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

(裁判所職員の服務の宣誓に関する規程及び裁判所職員健康管理規程関係)

- 4 裁判所職員の服務の宣誓に関する規程及び裁判所職員健康管理規程の一部を改正する規程案

- 5 同制定理由
- 6 同新旧対照条文

(関連する議決)

- 7 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則において最高裁判所が定めるとされている事項について

理由

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行等に伴い、最高裁判所事務総長等の定年の特例に関する規定を削除する等の必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条 関係一、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則（昭和五十九年最高裁判所規則第六号）

新

旧

(定年退職日に関する指定)

第一条 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律

第二百九十九号）において準用する国家公務員法

（昭和二十二年法律第二百二十号）（以下「準用国

家公務員法」という。）第八十一条の六第一項の

(定年退職日に関する指定)

第一条 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律

第二百九十九号）において準用する国家公務員法

（昭和二十二年法律第二百二十号）（以下「法」と

いう。）第八十一条の二第一項の規定による指定

規定による指定は、最高裁判所が行う。

(管理監督職に含まれる官職)

第二条 準用國家公務員法第八十一条の二第一項に規定する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条の二第一項に規定する官職に準ずる官職として最高裁判所規則で定める官職は、同法第六条第一項に規定する行政職俸給表（一）の準用を受ける裁判所技官のうち最高裁判所が定める官職とする。

(管理監督職から除かれる官職)

第三条 準用國家公務員法第八十一条の二第一項に規定する同条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として最高裁判所規則で定め

は、最高裁判所が行う。

(定年の特例)

第二条 法第八十一条の二第二項第三号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 最高裁判所事務総長

二 最高裁判所が別に定める職員

2 前項第一号に掲げる職員の定年は年齢六十五年とし、同項第二号に掲げる職員の定年は最高裁判所が別に定める年齢とする。

(新設)

る官職は、最高裁判所事務総長その他最高裁判所が定める官職とする。

（年齢六十年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認の対象から除く職員）

第四条 準用国家公務員法附則第九条に規定する同条の規定を適用する職員から除く職員として国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第一条の規定による改正前の国家公務員法（以下「令和五年旧国家公務員法」という。）第八十一条の二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち最高裁判所規則で定める職員は、最高裁判所事務総長その他最高裁判所が定める職員とする。

（新設）

(一般職の職員の給与に関する法律附則第九項第二号の最高裁判所規則で定める職員)

第五条 裁判所職員臨時措置法において準用する一

般職の職員の給与に関する法律附則第九項第二号

に規定する令和五年旧国家公務員法第八十一条の

二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員のう

ち最高裁判所規則で定める職員は、最高裁判所事

務総長その他最高裁判所が定める職員とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十年三月三十一日から施行する。

(令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日

(新設)

附 則

この規則は、昭和六十年三月三十一日から施行す

までの間における令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員の定年等)

2| 準用国家公務員法附則第八条第四項の最高裁判

所規則で定める職員は、最高裁判所事務総長とし

同項又は同条第五項の規定により読み替えられた国家公務員法第八十一条の六第二項本文の最高裁判所規則で定める年齢は、六十五年とする。

(新設)

第二条 関係一裁判所書記官等の俸給の調整に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第三号）

新

第二条 前条各号に掲げる官職にある職員（次項に掲げる職員を除く。）の俸給の調整額は、当該職員の職務の級に応じ一般職の国家公務員の例に準じて最高裁判所が別に定める調整基本額にその者に係る別表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

2 次の各号に掲げる職員の俸給の調整額は、前項の調整基本額にその者に係る別表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める

旧

第二条 前条各号に掲げる官職にある職員の俸給の調整額は、当該職員の職務の級に応じ一般職の国家公務員の例に準じて最高裁判所が別に定める調整基本額にその者に係る別表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十二条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下

数を乗じて得た額とする。

- 一 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下この条において「勤務時間法」という。）第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を
- 二 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下この条において「育児休業法」という。）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（以下この条において「育
- 律第百九号」）（以下「育児休業法」という。）

この条において「再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下この条において「勤務時間法」という。）第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下この条において「育児休業法」といいう。）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（以下この条において「育

第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員 育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数

一 育児休業法第二十三条第二項に規定する任期末付短時間勤務職員 育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数

児短時間勤務職員等」という。)にあつてはその額に育児休業法第十七条(育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員(以下この条において「任期付短時間勤務職員」という。)にあつてはその額に育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められた勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、

得た数

3 第一条第一号又は第四号に掲げる官職にある職員で最高裁判所が指定するものに対する前二項の規定の適用については、調整数を二とする。

4 前三項の規定により算定した俸給の調整額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」とする。ただし、同

條第一号又は第四号に掲げる官職にある職員で最高裁判所が指定するものについては、調整数を二として算出した額（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第三条関係——裁判所職員の留学費用の償還に関する規則（平成十八年最高裁判所規則第八号）

新

旧

第十二条 法第十条において読み替えて準用する法

第五条第二項の規定により読み替えて適用する法

第四条の各号列記以外の部分の最高裁判所規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二（略）

三 国家公務員法第八十一条の六第一項の規定により退職した場合（同法第八十一条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、国

第十二条 法第十条において読み替えて準用する法

第五条第二項の規定により読み替えて適用する法

第四条の各号列記以外の部分の最高裁判所規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二（同上）

三 国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した場合（同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、国

会職員法第十五条の六第一項の規定により退職した場合（同法第十五条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、検察庁法第二十二条第一項の規定により退官した場合又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合

四・五（略）

四・五（同上）

会職員法第十五条の二第一項の規定により退職した場合（同法第十五条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、検察庁法第二十二条の規定により退官した場合又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合

第四条関係—裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則（平成二十年最高裁判所

規則第二十二号）

新

旧

（最高裁判所への事後の再就職の届出を要しない
場合）

第二十八条 法第百六条の二十四第二項の最高裁判所規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

（最高裁判所への事後の再就職の届出を要しない
場合）

第二十八条 法第百六条の二十四第二項の最高裁判所規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （同上）

二 法第六十条の二第一項の規定により職員として採用された場合又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十一条の二第一項の規

三 法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定により職員として採用された場合又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十

定により特別職に属する国家公務員として採用された場合

五号) 第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項の規定により特別職に属する国家公務員として採用された場合

三 (略)

第二十八条の二 国家公務員法等の一部を改正する

法律(令和三年法律第六十一号。以下この条において「令和三年国家公務員法等改正法」という。)

附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定により職員として

採用された者又は令和三年国家公務員法等改正法

附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条

第一項若しくは第二項の規定により特別職に属する

国家公務員として採用された者に対する前条第

三 (同上)

(新設)

二号の規定の適用については、同号中「第六十条の二第一項」とあるのは「第六十条の二第一項若しくは国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下この号において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」と、「第四十一条の二第一項」とあるのは「第四十一条の二第一項若しくは令和三年国家公務員法等改正法附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項」とする。

（非常勤職員等に関する特例）

第三十九条 非常勤職員（法第六十条の二第一項に

（非常勤職員等に関する特例）

第三十九条 非常勤職員（法第八十一条の五第一項

規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。

）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員（以下この条及び次条において「非常勤職員等」とい

う。）については、法第百六条の二第一項、第六条の三第一項、第一百六条の四第九項、第一百六条の二十三、第一百九条第十八号及び第一百十二条各号の規定は、適用しない。

2 (略)

3 法第百六条の四第九項及び第一百九条第十八号の

規定の適用については、法第百六条の四第一項中「職員であつた者であつて離職後」とあるのは、

「職員（非常勤職員（第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。））、

に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く

）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員（以下この条及び次条において「非常勤職員等」とい

う。）については、法第百六条の二第一項、第六条の三第一項、第一百六条の四第九項、第一百六条の二十三、第一百九条第十八号及び第一百十二条各号の規定は、適用しない。

2 (同上)

3 法第百六条の四第九項及び第一百九条第十八号の

規定の適用については、法第百六条の四第一項中「職員であつた者であつて離職後」とあるのは、

「職員（非常勤職員（第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。））、

臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く。

）であつた者であつて離職後」とする。

4 (略)

第四十条 法第百六条の四第一項から第四項まで、

第一百九条第十四号から第十七号まで及び第百十三

条第一号の規定の適用については、法第百六条の

四第一項中「職員であつた者であつて離職後」と

あるのは、「職員（非常勤職員（第六十条の二第
一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を
除く。）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職
員を除く。）であつた者であつて離職後」とし、

法第百六条の二十四及び第百十三条第二号の規定
の適用については、法第百六条の二十四第一項中

、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く

）であつた者であつて離職後」とする。

4 (同上)

第四十条 法第百六条の四第一項から第四項まで、

第一百九条第十四号から第十七号まで及び第百十三

条第一号の規定の適用については、法第百六条の

四第一項中「職員であつた者であつて離職後」と

あるのは、「職員（非常勤職員（第八十一条の五
第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を
除く。）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職
員を除く。）であつた者であつて離職後」とし、

、法第百六条の二十四及び第百十三条第二号の規
定の適用については、法第百六条の二十四第一項

「管理職職員であつた者」とあるのは「管理職職員（臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く。次項において同じ。）であつた者」と、「次項」とあるのは「同項」とする。

2・3

（略）

中「管理職職員であつた者」とあるのは「管理職職員（臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く。次項において同じ。）であつた者」と、「次項」とあるのは「同項」とする。

2・3

（同上）

第五条関係—裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（

平成三十年最高裁判所規則第二号）

新

附 則

（経過措置）

第二条（略）

旧

附 則

（経過措置）

第二条（同上）

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「早い日（」とあるのは、「早い日（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（平成三十年最高裁判所規

則第二号) の施行の日以後の日に限る。」とする。

一 施行日前における職員 (裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員をいい、非常勤職員 (法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。) 、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く。以下この項及び次項において同じ。) としての在職中に、就職先に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した職員 新規則第二十三

則第二号) の施行の日以後の日に限る。」とする。

一 施行日前における職員 (裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員をいい、非常勤職員 (法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。) 、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く。以下この項及び次項において同じ。) としての在職中に、再就職先に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の地位に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した職員 新規則第二十三

3 · 4 二 (略)

3 · 4 二 (同上)

(令和四・●・●人能印)

最高裁判所規程第　　号

裁判所職員の服務の宣誓に関する規程及び裁判所職員健康管理規程の一部を改正する規程

(裁判所職員の服務の宣誓に関する規程の一部改正)

第一条　裁判所職員の服務の宣誓に関する規程（昭和二十四年最高裁判所規程第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。

(裁判所職員健康管理規程の一部改正)

第二条　裁判所職員健康管理規程（昭和五十二年最高裁判所規程第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

理由

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行に伴い、関係規程の整理を行う必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

裁判所職員の服務の宣誓に関する規程及び裁判所職員健康管理規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係——裁判所職員の服務の宣誓に関する規程（昭和二十四年最高裁判所規程第二十一号）

新

旧

第一条 新たに裁判所職員（裁判官、裁判官の秘書官、非常勤職員（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員を除く。以下	第一条 新たに裁判所職員（裁判官、裁判官の秘書官、非常勤職員（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時の職員を除く。以
---	---

同じ。) となつた者は、この規程の定めるところにより、服務の宣誓（以下「宣誓」という。）をしてからでなければ、その職務を行つてはならぬ。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、この限りでない。

下同じ。) となつた者は、この規程の定めるところにより、服務の宣誓（以下「宣誓」という。）をしてからでなければ、その職務を行つてはならぬ。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、この限りでない。

第二条 関係——裁判所職員健康管理規程（昭和五十一年最高裁判所規程第二号）

新

旧

第九条 健康管理者は、職員（次の各号に規定する

非常勤職員以外の非常勤職員を除く。以下この条

、次条及び第十四条の二において同じ。）の採用

に際し、及び職員が新たに規則一〇一四別表第三
、次条及び第十四条の二において同じ。）の採用

に際し、及び職員が新たに規則一〇一四別表第三
に掲げる業務に従事するに際し、その者について
健康診断を行わなければならない。

健康診断を行わなければならない。

一　國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号

）第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の

一　國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号
）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務
の官職を占める職員

官職を占める職員

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する
規則において最高裁判所が定めるとされている事項について

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則において最高
裁判所が定めるとされている事項を定める権限は、最高裁判所長官に委任する。

令和4年度裁判所所管補正予算(第2号)(案)について

(単位:千円)

区分	金額	備考
当初予算額	322,813,550	
補正要求額	1,207,451	
修正追加額	4,477,464	<p>【経済対策】</p> <p>物 件 費</p> <p>(裁判手続のデジタル化等)</p> <p>2,267,953</p> <p>1,168,718</p> <p>裁判所施設費</p> <p>(裁判所施設の防災・減災対策)</p> <p>1,099,235</p> <p>【追加財政需要】</p> <p>物 件 費</p> <p>(原油価格高騰に伴う電気料等の増額)</p> <p>2,209,511</p> <p>1,458,451</p> <p>人 件 費</p> <p>(給与改善等に伴う追加)</p> <p>751,060</p>
修正減少額	△3,270,013	<p>人 件 費</p> <p>(不用による既定経費の減少)</p> <p>△3,270,013</p>
2次補正後予算額	324,021,001	

令和4年度補正予算（第2号）（案）の案件

【経済対策】

22億6800万円

○ 裁判手続のデジタル化等 11億6900万円

1 民事訴訟手続のデジタル化 3億5300万円

裁判官用パソコンの整備

2 民事非訟・家事事件のデジタル化 1億0900万円

デジタル化に係るシステム開発のための要件定義等

3 刑事手続のデジタル化 1億6700万円

デジタル化に係るシステム開発のための要件定義等

4 情報基盤整備 5億1400万円

総合コミュニケーションツール等の導入

裁判官用ディスプレイの整備

5 その他 2600万円

逃走防止用G P S端末の実証実験に係る業務委託

司法行政用ディスプレイの整備

○ 裁判所施設の防災・減災対策 10億9900万円

エレベーター設備の耐震化 15戸

【追加財政需要】 22億1000万円

1 物件費 14億5800万円

原油価格高騰に伴う電気料等の増額

2 人件費 7億5100万円

給与改善等に伴う追加

※ 百万円未満四捨五入

事務総局会議資料第3
(11月1日開催)

(令和4.11.1家三印)

首席家庭裁判所調査官協議会の開催について

- 1 主催 次のとおり共催
 - (1) 東京、高松各高等裁判所
 - (2) 大阪、仙台各高等裁判所
 - (3) 名古屋、札幌各高等裁判所
 - (4) 福岡、広島各高等裁判所
- 2 期日 令和5年1月又は2月中の1日
- 3 開催方法 ウェブ会議の方法により、各高等裁判所、各高等裁判所管内の家庭裁判所及び最高裁判所を接続して開催
- 4 協議事項 首席家庭裁判所調査官の執務及び家庭裁判所調査官の調査事務等に
関し考慮すべき事項
- 5 協議員 各家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官 合計50人

事務総局会議資料第4
(11月1日開催)

(令和4. 11. 1 家二印)

家事事件担当裁判官等協議会の開催について

- 1 主催 次のとおり共催
 - (1) 東京、広島各高等裁判所
 - (2) 大阪、札幌各高等裁判所
 - (3) 名古屋、高松各高等裁判所
 - (4) 福岡、仙台各高等裁判所
- 2 期日 令和5年1月又は2月中の1日
- 3 開催方法 ウェブ会議の方法により、各高等裁判所、各高等裁判所管内の家庭裁判所及び最高裁判所を接続して開催
- 4 協議事項 (1) 後見関係事件の運用上の諸問題及び第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた地方自治体等との連携における課題
(2) デジタル化を見据えた家事調停等の審理運営の在り方に関する諸課題
- 5 協議員 各高等裁判所管内の家庭裁判所において家事事件を担当する裁判官、家庭裁判所調査官及び裁判所書記官

事務総局会議（第30回）議事録

日時	令和4年11月15日（火）午前10時00分～午前10時30分
場所	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、染谷審議官兼情報政策課長
議事	<p>民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所について 門田民事局長説明（資料）</p>
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長　板津正道	

事務総局会議資料
(11月15日開催)

(令和4. 11. 15 民一印)

議決事項案（民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所について）

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所は、次に掲げるものとする。

裁判所	効力を生ずる日
1 名古屋地方裁判所	令和5年1月24日
2 広島地方裁判所	令和5年1月24日
3 福岡地方裁判所	令和5年1月24日
4 仙台地方裁判所	令和5年1月24日
5 札幌地方裁判所	令和5年1月24日
6 高松地方裁判所	令和5年1月24日

事務総局会議（第31回）議事録

日時	令和4年11月29日（火）午前10時00分～午前11時15分
場所	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、染谷審議官兼情報政策課長、後藤審議官、川瀬総務局第二課長
議事	<p>1 人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催について 徳岡人事局長説明（資料第1）</p> <p>2 経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について 氏本経理局長説明（資料第2）</p> <p>3 経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について 氏本経理局長説明（資料第3）</p>
結果	◎ 了承 1、2、3

秘書課長 板津正

事務総局会議資料第1
(11月29日開催)

(令和4. 11. 29人総)

人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和5年2月16日（木）
- 3 開催方法 ウェブ会議の方法により、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続して開催する。
- 4 協議事項 (1) 人事上の諸問題について
(2) その他
- 5 出 席 者 高等裁判所事務局の人事課長及び人事課企画官、人事課課長補佐
又は人事課専門官のうちいずれか1人

合計 16人

(令和4. 11. 29 経監)

経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和5年1月27日（金）
- 3 場 所 ウェブ会議の方法により、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続して開催する。
- 4 協議事項 経理行政等事務全般の連絡協議
- 5 出 席 者 各高等裁判所事務局次長 8人

(令和4. 11. 29 経監)

経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和5年2月17日（金）
- 3 場 所 ウェブ会議の方法により、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続して開催する。
- 4 協議事項 経理事務全般の連絡協議
- 5 出 席 者
 - (1) 高等裁判所事務局の会計課長及び管理課長
 - (2) 高等裁判所事務局の会計課企画官、会計課課長補佐又は会計課専門官のうちいずれか1人